

# 告 示

## 埼玉県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
嵐山中部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があつた。

令和八年一月二十日

埼玉県知事 大野元裕

職名 氏名 住 所

理事 新井利治 埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目一番地十三